

平成19年第2回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成19年3月5日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第5 報告第1号 本巢市国民保護計画の報告について
- 日程第6 議案第2号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第8 議案第4号 本巢市教育委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第5号 本巢市副市長の定数を定める条例について
- 日程第10 議案第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第11 議案第7号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 本巢市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 本巢市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 本巢市自主運行バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 本巢市小規模授産所条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 本巢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 本巢市糸貫高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第17号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第18号 本巢市糸貫ぬくもりの里条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第19号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第20号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第21号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第22号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第23号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第28 議案第24号 岐阜県市町村会館組合規約の一部を改正する規約について

- 日程第29 議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結について（本巢市防災行政無線（同報系）
設備設置工事）
- 日程第30 議案第26号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第31 議案第27号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第32 議案第28号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第33 議案第29号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第34 議案第30号 平成18年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第35 議案第31号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第36 議案第32号 平成18年度本巢市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第37 議案第33号 平成19年度本巢市一般会計予算について
- 日程第38 議案第34号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第39 議案第35号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計予算について
- 日程第40 議案第36号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第41 議案第37号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
- 日程第42 議案第38号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 日程第43 議案第39号 平成19年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第44 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
3番	鏝本規之	4番	白井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂
9番	浅野英彦	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大熊和久子
17番	大西徳三郎	18番	戸部弘
19番	高橋秀和	20番	遠山利美
21番	鵜飼静雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	土川隆	企画部長	宇野利数
市民環境部長	杉山勝美	健康福祉部長	島田克廣
産業建設部長	服部次男	林政部長	藤原俊一
		教育委員会	
上下水道部長	林賢一	事務局長	堀部秀夫

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内博	議会書記	杉山昭彦
議会書記	川口直紀		

開会の宣告

○議長（上谷政明君）

ただいまから平成19年第2回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号3番 鏑本規之君と4番 白井悦子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（上谷政明君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの16日間とし、3月6日、3月8日から3月15日までと3月17日、3月18日を休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月20日までの16日間とし、3月6日、3月8日から3月15日までと3月17日、3月18日を休会とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（上谷政明君）

これより日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告させていただきます。

それでは報告をさせていただきます。

2月2日、第257回岐阜県市議会議長会が美濃加茂市のシティホテル美濃加茂で開催され、瀬川副議長とともに出席してまいりました。会議の前に、新しく議長並びに副議長になられた会員の紹介がありました。引き続き会議に入り、7議案の審議がなされ、原案のとおり全部可決されましたので報告します。次期19年度開催地は、瑞浪市に決定をいたしました。

2月14日、総務企画委員会から、情報基盤整備に関する調査・研究をするため、株式会社シーテック本社及びCCネット養老局を視察したい旨の申し出がありましたので、会議規則第161条の規定により、議員派遣として総務企画委員7名を派遣したことを報告します。

2月23日、平成19年第1回本巣消防事務組合定例議会が、本巣消防事務組合で会期1日で開催されましたので報告します。提出議案は6案件で、その内訳は、条例の改正1件、条例の制定1件、決算認定1件、補正予算1件、予算1件、その他1件です。平成19年度本巣消防事務組合分賦金の総額は7億7,200万1,000円で、本巣市の分賦金は4億3,257万5,000円です。平成19年度一般会計予算は、歳入歳出総額9億4,970万5,000円で、歳出の主なものは、分署建設工事費及び指令基盤移設工事費等で1億3,800万1,000円です。すべての議案は全会一致で可決されました。

なお、会議等の資料がごらんになりたい方につきましては、議会事務局長までお申し出ください。以上です。

次に、常任委員会からの報告をお願いします。

総務企画委員会から報告をお願いします。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

○総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

2月14日に行いました総務企画委員会、情報基盤整備に関する視察報告をいたします。

情報通信基盤整備に関する調査・研究のため、総務企画委員会委員と収入役、市職員14名で、ケーブルテレビ民間事業者である株式会社シーテックの本店とCCネット養老局の両施設を視察いたしました。

午前11時に名古屋市にあるシーテック本店に伺い、ケーブルテレビについての概要説明を受けた後、同じ建物内にある中部メディアセンター、ITサポートセンターを見学しました。中部メディアセンターでは、デジタル放送配信サービス、インターネット接続サービスの業務を行っており、またITサポートセンターでは、42人のオペレーターにより、365日24時間体制で各種問い合わせ等に対するサポートを行っているなどの説明を受けました。

午後からは養老町にあるCCネット養老局に伺い、養老町における情報通信の整備状況や、養老局の業務内容について説明を受けました。養老局では、地域の身近な話題や地域で行われたイベントなど、シーテックが自主制作番組を制作し、放送をしていると説明がありました。

以上、総務企画委員会の視察報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

次に、特別委員会からの報告をお願いします。

議会だより編集特別委員会の報告をお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 村瀬明義君。

○11番（村瀬明義君）

議会だより編集特別委員から報告をいたします。

議会だより第13号につきましては、2月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配布されているところであります。内容につきましては、12月定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、根尾樽見白山神社の例祭、樽見の十一日祭を掲載しました。2ページからは、定例会で採択された意見書、7名の議員による一般質問、委員会報告、議決された議案の内容の順に掲載し、最終ペー

ジには、しんせいほんの森で行われている「おはなしひろば」の活動内容を紹介しました。

今回は、12月22日、1月9日、16日、22日の計4回にわたり委員会を開催し、皆さんから提出いただいた原稿をもとに編集し、発行したところであります。

次回の議会だよりについては、本定例会の内容を主なものとして、5月1日の発行を予定しております。

以上、議会だより編集特別委員から報告をいたしました。

○議長（上谷政明君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

14番 後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

それでは、もとす広域連合議会定例会の報告をいたします。

平成19年第1回もとす広域連合議会の定例会が、2月13日から16日までの4日間の会期で開催されましたので報告いたします。

今定例会に提出された議案は、副広域連合長の選任同意案1件、規約の一部改正案1件、条例の一部改正案4件、平成18年度の補正予算案4件、平成19年度の当初予算案5件の計15件で、いずれも広域連合長提出でありました。

提出された議案について、それぞれ説明をさせていただきます。

副広域連合長の選任同意案については、さきの北方町長選挙に当選されました室戸英夫氏を副広域連合長に選任することについて、議会の同意を求めるものでした。

規約の一部改正案については、岐阜縣市町村職員退職手当組合格約について、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、収入役制度の見直し等の措置を講ずる必要があるため変更を行うものでした。

条例の一部改正案4件は、事務局設置条例の一部を改正する条例については、地方自治法の改正により地方公共団体の長の内部組織の設置に関する条例が変更されているため、所要の改正を行うものであります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、平成18年度の人事院及び岐阜県人事委員会の給与勧告に準拠し、3人目以降の子等に係る扶養手当の支給月額を引き上げるため改正を行うものでした。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、現在、一律月額で支給している特殊勤務手当について、実勤務日数等に応じて支給するように変更するため、改正を行うものであります。

療育医療施設幼児療育センター条例の一部を改正する条例については、岐阜県地域療育促進事業の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

平成18年度の補正予算案4件については、一般会計及び三つの特別会計の予算について補正を行うもので、一般会計で279万4,000円の増額、介護保険特別会計で1億1,729万円の減額、療育

医療施設特別会計で 482万 7,000円の増額、衛生施設特別会計で53万 4,000円の増額となるものであります。

平成19年度の当初予算案 5 件については、一般会計及び四つの特別会計の予算を定めるもので、一般会計で対前年度当初比 348万 6,000円減額の7,717万 1,000円、介護保険特別会計で対前年度当初比1億 1,454万 4,000円減額の41億7,758万 4,000円、老人福祉施設特別会計で対前年度当初比306万円増額の 8 億 6,000万円、療育医療施設特別会計で対前年度当初比35万 2,000円増額の 8,673万 5,000円、衛生施設特別会計で対前年度当初比68万 2,000円増額の 2 億 5,852万円となるものであります。

提出された議案については、いずれも慎重な審議の末、原案のとおりすべて可決されました。

以上で、もとす広域連合議会の報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

続いて、市長から行政報告及び所信表明をお願いいたします。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

平成19年第 2 回定例議会の開催に先立ちまして、最初に行政報告を申し上げ、続きまして19年度の市政運営につきましても所信の一端を申し述べさせていただきます。

初めに、市の情報通信基盤整備についてでございます。

情報通信基盤整備につきましては、今年度に基礎調査を実施いたしまして、諸課題を検討する中で総合的に判断し、昨年11月にケーブルテレビにより整備するとの方針を議会に報告し、決定してまいったところでございます。その後、市内のケーブルテレビ事業に参入の意向を表明された 3 事業者から企画提案書の提出を受けまして、事業者選定委員会により審査した結果、民間活力を最大限に活用できることや、最小限の市の関与でケーブルテレビ事業を実施できることから、株式会社シーテックに決定いたしました。

事業の整備は19年度及び20年度の 2 ヶ年でありまして、平成21年 3 月末には市内全域で供用開始される予定でございます。平たん地、山間地を擁する本市におきましては、情報格差の解消が大きな課題であります。このことにより、山間部も含め市内全域で地上デジタルテレビ放送やケーブルテレビのコミュニティチャンネルによる地域情報が得られるほか、安価な利用料でインターネットや I P 電話サービスも受けることができ、市内全域での情報通信環境は飛躍的に向上いたします。

次に、屋井工業団地の整備についてでございます。

屋井工業団地につきましては、農村地域工業等導入促進法に基づきまして、市土地開発公社が市からの依頼を受け、工業用地として買収・造成・分譲を行うものでございまして、事業期間を平成18年度から平成21年度までの 4 ヶ年といたしております。

1 月22日の臨時議会におきまして、用地買収等に係る金融機関の債務保証に伴う一般会計の補正予算を御議決いただいたところでございます。開発面積は17万 890平方メートル、関係地権者が155名であります。既に土地買収及び補償に係る契約をおおむね完了し、今後、農地転用、開発

許可等の手続を進め、9月以降に造成工事の発注及び土地分譲受け付けを開始していきたいと考えております。

次に、外山連絡所についてでございます。

外山連絡所につきましては、行政改革大綱及び実施計画方針に基づき、効率的な行政運営を図るため、議会を初め関係市民皆様の御理解をいただきまして、今月末をもって廃止することとしたところでございます。

この外山連絡所の廃止に伴いまして、市民サービスの低下とならないよう、外山郵便局に戸籍等の証明発行の業務を委託するため、2月28日、本市と日本郵政公社東海支社との間で、上谷議長の立ち会いをいただき、協定の締結を行ったところでございます。今後とも事務の取り扱い等につきましては、地域の皆様への周知を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、樽見鉄道の経営状況についてでございます。

2月5日、樽見鉄道株式会社から経営状況について急遽報告があり、モレラ岐阜のオープンに伴う新駅を開業し、鉄道利用客の増加を図ってきましたが、昨年4月に貨物輸送が廃止された影響は大きく、資金運用について大変厳しい状況であるとのことでございました。

去る2月27日の全員協議会におきましては、樽見鉄道幹部に対して厳しくかつ適切な御指摘を賜り、意を同じくする者といたしまして、ありがたく存じたところでございます。

いずれにいたしましても、樽見鉄道は学生や高齢者など交通弱者の重要な公共交通機関として位置づけておりまして、平成16年度に樽見鉄道が策定した経営改善計画に基づき、改善を図るよう指導するとともに、今議会定例会におきまして、樽見鉄道に対する運営資金の貸し付けのための補正予算及び新年度予算におきまして樽見鉄道運営維持補助金を計上いたしているところでございます。

今後、樽見鉄道の支援につきましては、沿線市町で構成する樽見鉄道連絡協議会におきまして、平成19年度中に経営状況を確認し、存廃を決定していく方針となっておりますので、存続に向けまして沿線市町と協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、学校給食センター建設についてでございます。

学校給食センターにつきましては、根尾給食センターを除く南部の3施設につきましては、老朽化しておりまして、モレラ岐阜北側の公共用地に建設を計画し、施設の設計業務を進めてまいったところでございます。

現在実施計画業務が完了しておりまして、施設規模は鉄骨づくり一部2階建て、建築面積2,548平方メートルでございまして、1日5,500食の給食を調理する能力があります。19年度に完成し、平成20年4月のオープンを予定いたしております。

なお、根尾の給食センターにつきましては、施設が比較的新しいことから現施設を活用してまいります。食器は現在ポリカーボネートを使用しておりますので、南部と同様に衛生的で触感のよい強化磁器に統一をしてまいります。

次に、幼児教育に関してでございますが、幼児の教育及び保育につきましては、平成18年度から

幼稚園、幼児園及び保育園の窓口を一本化し、就学前までの子育て支援の充実を図ってまいりました。また、幼保一元化などの幼児の教育及び保育体制のあり方につきましては、識見を有する方、市議会議員、保護者代表及び園長等で構成される本巢市幼児教育に関する検討委員会において御検討をいただき、幼保一元化については、認定こども園制度を活用しながら一元化を進めることが望ましいこと、また、子育て支援事業の充実と施設整備や施設の運営について御提言をいただいたところでございます。

今後、この提言を踏まえまして、職員による幼児教育体制研究会により検討していくとともに、議員皆様の御意見もお伺いをしながら今後の方針を決定してまいりたいと考えております。

次に、本巢市民の歌についてでございます。

本巢市民の歌につきましては、歌詞を全国から公募し、選考された最優秀作品「羽ばたいて」に、市の文化交流大使であり、オカリナ奏者の宗次郎さんに作曲を依頼しておりましたが、1月末に完成しましたので御報告させていただきます。

市民の歌は、市の豊かな自然や市民の和、市の発展への願いが込められた歌詞になっておりまして、穏やかで心地よい風の流れるような、聞きやすく、だれもが口ずさむことができる曲となっております。歌の発表につきましては、4月12日に開催を予定しておりますうすずみレセプションの場におきまして、作曲家の宗次郎さんにも御出席いただき、市内の3コーラスクラブの合同による合唱及び中学生によるオカリナの演奏により行いたいと考えております。

次に、若者の出会い交流事業についてでございます。

少子化対策として開催した若者の出会い交流事業につきましては、8月12日と12月2日の2回開催し、合計206人の方の御参加をいただきました。開催後にアンケート調査を実施いたしました。第2回目につきましては、第1回目のアンケート調査の結果を受けて参加人数や交流会の進行の内容を見直し、男性参加者のマナー講座なども開催いたしました。その結果、「非常に満足」及び「やや満足」とした回答が72.7%であったこと、また、あわせて6組の参加者の方が交際されておられるとのことや、次回も開催を希望するなどの御意見を多くいただきましたので、今後も継続して開催してまいりたいと考えております。

次に、平成18年度第1回西濃環境整備組合議会定例会が2月20日に開催されましたので、その内容につきまして御報告いたします。

提出されました案件は、条例改正4件、予算関係2件、その他2件の合計8件でございました。

条例改正につきましては、組合を組織する市町村の合併に伴い、村が構成自治体からなくなったため、公告式条例等について改正されたほか、収入役を会計管理者に改めるなど、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う改正が行われました。

補正予算につきましては、ごみ処理手数料の増により、財政調整基金に積み立てするものでございました。

平成19年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ17億6,980万3,000円でありまして、歳出の主なものは、焼却灰の処理・運搬等の委託及び流動床炉・熔融炉の

定期修繕工事、償還元金及び利子でございました。また、19年度の本巢市の分賦金は、搬入量や人口割等の規定に基づき算出し、1億9,014万6,000円となるものでございました。

以上で行政報告を終わります。

続きまして、平成19年度の当初予算につきまして、明日の議会全員協議会におきまして詳細に御説明を申し上げますが、新年度の市政運営に当たりまして、所信の一端を述べさせていただきます。

私の市政運営につきましては、市の均衡ある発展を目指し、市民の皆様と協働し、市民が主役のまちづくりを基本方針として全力を傾注してまいりました。この間、議員各位を初め市民の皆様の温かい御理解と御協力を賜りまして、市政が順調に進展しつつありますことに、心からお礼を申し上げる次第であります。

国におきましては、財政の健全化に向けまして、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006に沿って歳入・歳出一体改革に取り組むこととし、経済成長を維持しつつ、今後5年間に歳出削減を計画的に実施し、平成23年度に国・地方の基礎的財政支出を確実に黒字化させていくこととしております。また、地方財政につきましても、国と地方の信頼関係を維持しつつ、基本方針2006に沿って国の取り組みと歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたって地方の歳出を厳しく抑制することとし、交付税、補助金の見直しとあわせて、税源移譲を含めた税源配分の見直しなど、一体的な検討を図ることとされており、依然として地方財政は厳しい状況でございます。

こうした中、本巢市の将来像を「自然と人が共生し、快適でこころふれあうまち」とする本巢市第1次総合計画に基づき、心の豊かさと潤いに満ちた活力あふれるまちづくりの推進に努めてまいりました。また、平成17年度に策定いたしました本巢市行政改革大綱の実施計画に位置づけられました具体的な項目につきまして、庁内の推進体制であります行政改革推進本部会議や行政改革検討委員会を必要に応じて開催し、行政改革の円滑な推進に努めることとし、スクラップ・アンド・ビルドを基本理念に、定員管理や事務事業の見直しを図り、健全な財政運営に努めてまいったところでございます。

平成19年度は、合併後4年目を迎え、2011年の地上デジタルテレビ放送への移行を踏まえた情報通信基盤整備に着手し、新市建設計画の最重点プロジェクトの一つでありました地域情報化の推進に取り組んでまいります。

新年度の予算編成に当たりましては、限られた財源の効率的、効果的な活用に努め、取り組むべき行政課題の緊急性、重要性を検証し、経常的経費の抑制や投資的経費の確保に努めながら、予算の重点配分に努めてまいりました。

歳入におきましては、税源移譲によります市民税の増収を見込んでおりますが、所得贈与税が廃止されたほか、19年度から人口と面積を基本とした交付税制度の抜本的な見直しが行われ、歳入構造は大きく変化してきております。

また、歳出におきましては、学校給食センターの統合に伴う建設事業費の増によりまして、平成19年度の一般会計予算の総額は153億7,000万円と、前年度予算に対しまして6%の増となっております。

ります。

新年度の当初予算の重点施策は教育環境の充実でございます。国におきましても、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を図っていくため、教育の基本に立ち返った改革を推進するとしておりまして、幼稚園、保育所の教育機能を強化し、幼児教育制度等の問題を総合的に検討しつつ幼児教育の振興を図り、いじめや児童虐待への対応や発達障害を含む障害児童の教育的支援の充実などの取り組みが検討されております。

本市におきましても、今年度に幼稚園、幼児園及び保育園の窓口を一元化するため、子ども大切課を設置するとともに、幼児の教育及び保育のあり方につきまして総合的に検討するための委員会を設置し、御提言をいただいたところでございますが、新年度におきましても、この提言に基づき引き続き検討を重ねてまいります。また、発達障害児等につきましても、幼稚園、幼児園等において受け入れができるよう、保育士を増員するとともに、保育室を増設することにより、保育・教育の充実に努めてまいります。

いじめ問題につきましては、警察庁がまとめられた少年非行等の概要によりますと、前年度比68件増の233件に上り、ここ20年間で最悪の事態となっております。本市におきましては、いじめ不登校問題等対策会議を設置し、対応していきたいと考えております。また、保護者が就労等で昼間家庭を不在にする家庭の小学校の1年生から3年生の児童に対し、遊びを通じて生活指導などによる児童の健全育成を図るため、留守家庭教室を開設しておりますが、利用者は年々増加しておりますので、指導員を増員するとともに教室を増設し対応してまいります。

学校施設につきましては、計画的に施設整備を進めておりますが、19年度は六つの小学校及び二つの中学校におきまして、校舎・体育館の改修や放送設備等の設備改修を行うとともに、二つの小学校校舎の耐震補強工事を行い、教育環境の充実に努めてまいります。また、学校給食におきましては、子供の食生活の乱れが指摘されておりますが、南部地域三つの給食センターを統合した施設を建設し、学校給食の管理の徹底と食に関する指導の充実に努めてまいります。

それでは、当初予算の主要施策につきまして、市の将来像やまちづくり施策の大綱を示した本巢市第1次総合計画の体系に基づき、御説明申し上げます。

初めに、自然に配慮した快適なまちづくりについてでございますが、森林や河川などの豊かな自然環境を保全し、快適で健康的な生活環境を保持するとともに、公共交通機関の充実など、若者から高齢者まで安心して住み続けられる利便性の高いまちづくりを推進するものでございます。

一つ目に、森林の状況調査や森林施業区域を明確にするため、森林整備地域活動支援事業や、間伐と間伐材利用促進事業を進め、森林の多面的な機能の強化を図り、環境の保全に努めるとともに、ごみの減量化や資源の再利用を図る中間処理施設の基本計画を策定してまいります。

二つ目に、地域道路ネットワークの整備につきまして、平成16年度から継続で整備を進めております西部連絡道路につきましては、長屋及び山口地内で工事を進めるとともに、市道各路線の計画的な整備を図り、快適で安全な道路交通環境の整備を図ってまいります。また、国道157号日当トンネルは、19年度本格的着工となっております。公共性の高い樽見鉄道につきましては、沿線市町

との連携を図りながら、樽見鉄道の運営に対します財政支援を行い、公共交通による利便性の確保を図ってまいります。

三つ目に、今年度から整備を進めてまいりました糸貫川多目的広場につきましては、グラウンドゴルフやゲートボールなどの市民が気軽に軽スポーツを楽しみ、健康増進を図る施設を併設し、平成24年開催の岐阜国体軟式野球会場や各種イベントの駐車場として活用できるよう、新年度に完成する予定でございます。

四つ目に、下水道整備につきましては、地域の特性や財政負担を考慮し、計画的な整備を進めてまいりました。神海地区の農業集落排水事業につきましては、今年度に完成し、ことし4月に竣工式を予定しております。真正地区につきましても、20年度の供用開始に向けて整備を進めるとともに、本巣地区における特定環境公共下水道事業につきましても引き続き整備をしてまいります。また、水道事業につきましては、本巣外山地域の小規模な簡易水道の統合整備を進め、安定した飲料水の供給に努めてまいります。

五つ目に、民間活力を活用し、最小限の財政負担とするため、ケーブルテレビ事業者が行う市内の地域情報基盤の整備に対して補助を行い、高度情報化に対応してまいります。

六つ目に、地域特性を生かした長期的ビジョンにより、土地利用や都市施設整備を進めるため、都市計画区域の再編を検討してまいります。

次に、生きがいと安らぎのあるまちづくりについてでございます。

本市におきましては人口が微増しておりますが、北部地域では人口が減少し、南部地域において人口が増加している現状でありまして、市の均衡ある発展を目指す上で、各地域の特性を生かした施策が必要となっておりまして、また、市民のだれもが安全で安心して暮らせる地域社会を構築するためには、お互いに自立し、助け合える施策が重要と考えております。このため、福祉サービスの充実や市民と行政との協働による体制づくりを推進するとともに、迅速かつ確かな防災情報の提供や災害緊急体制の整備など、災害に強いまちづくりを進めていくものでございます。

一つ目に、社会情勢が大きく変化する中で、地域福祉が担う役割はさらに重要性を増しております。このため、地域における福祉サービスの利用促進や社会福祉事業の健全育成、地域福祉活動に対する住民参加の促進などを柱とする地域福祉計画を策定いたします。

二つ目に、障害者の就労意欲の向上による自立を支え、在宅での通所による就労活動を支援するため、障害者就労支援事業を実施するとともに、母子家庭における生活の安定を図るため、看護師などの資格を取得するための訓練に対して支援する高等技能訓練促進事業を進めてまいります。

三つ目に、75歳以上の後期高齢者医療につきましては、ことし2月1日に設立されました岐阜県後期高齢者医療広域連合に職員を派遣し、平成20年度からの新たな医療制度に対応してまいります。

四つ目に、高齢化の進展や生活環境の変化に伴う生活習慣病の増加が深刻な問題となっております。疾病の早期発見・早期治療や市民一人ひとりの健康づくり、生活習慣の改善が求められております。平成20年4月からは、医療制度改革によりまして特定健診・特定保健指導が義務づけられることから、母子保健から高齢者までの健康増進計画を策定するため、各種の健診結果などの健康

管理情報をデータ化してまいります。

五つ目に、市の防災対策につきましては、今年度に国民保護計画を作成するとともに、洪水ハザードマップによる図上訓練を実施してきたところでございますが、新たに武力攻撃等に対する緊急情報を受信し、防災行政無線で情報を発信するための全国瞬時警報システムを導入するほか、住宅の耐震化を促進するため、地震ハザードマップを作成いたします。また、平成17年度から整備を進めてきました防災行政無線も、19年度に移動無線、屋内戸別受信機の整備などをもって完成の予定でございます。本市の防災力は飛躍的に向上するものと考えております。

次に、活力と賑わいのあるまちづくりについてでございます。

消費者の多様化するニーズに対応した農業経営や計画的な育林、林道整備による林業経営の安定を図るとともに、地域に密着した商店の育成と工業団地の整備による企業誘致を進め、地域資源や人材を活用した観光推進体制の確立により、活力ある産業の振興を図るものでございます。

一つ目に、減農薬栽培により、安全で安心できる農作物生産の支援を図るため、ぎふクリーン農業を推進していくほか、農地や農道、農業用水路などを共同で維持管理するための活動に対して支援してまいります。また、猿などによる農作物被害対策としまして、犬による追い払いを行う取り組みに対して支援するため、モンキードッグ訓練事業を新たに実施するなど、地域環境に応じた農業振興を図ってまいります。

二つ目に、林業振興につきましては、計画的に林道整備を進めるほか、間伐事業の推進に対する優良材の育成や間伐材の利用促進により、林業経営の安定と災害に強い森林づくりに努めてまいります。

三つ目に、商工業の振興につきましては、大規模商業施設の進出により消費者人口は増加しておりますが、個人ニーズの多様化や業者間競争の激化などにより、中小事業者の経営はより一層厳しさを増しております。このため、地元商工業者の育成を図るため、統合された市商工会に対する支援を行ってまいります。また、屋井工業団地の整備による積極的な企業誘致を図り、雇用の場の確保や自主財源の確保に努めてまいります。

四つ目に、県が19年度にJ Rグループなどとタイアップして、大型観光キャンペーンの「ぎふデスティネーションキャンペーン」を展開いたしますが、本巣市におきましても、淡墨桜やうすずみ温泉を初めとする観光資源を活用したまちづくりイベントを開催するとともに、新年度に設立が予定されております市観光協会の運営を支援するなど、魅力ある観光産業の育成を図ってまいります。

次に、豊かな文化をはぐくむまちづくりについてでございます。

心の豊かさと生活にやすらぎのある地域づくりを進め、市民の郷土への愛着心の高揚と新しい文化の創造に努め、安全で安心して学ぶことのできる教育環境を整備し、次世代を担う人材の育成を図るものでございます。

一つ目に、子供をねらう凶悪犯罪やいじめ、虐待が大きな社会問題となっております。いじめ問題等につきましては、教職員の資質の向上を図り、対策会議を設置するなど、学校・家庭・地域が一体となって取り組んでまいります。また、学校教育における安全を確保するため、校舎の耐震補

強を行い、各小・中学校に自動体外式除細動器を設置するほか、学校給食センターを建設し、学校給食の衛生的な管理に努めます。

二つ目に、地域の文化や歴史を後世に保存・伝承するため、文化財保存活動を支援してまいります。特に今年度は、真桑文楽の人形の損傷も著しいことから、修復費用に対して補助してまいります。また、新たな文化財を発掘するため、市の歴史や文化に対する遺跡探訪セミナーを開催し、埋蔵文化財を調査するための遺跡発掘調査を行ってまいります。

三つ目に、地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するため、人権施策推進指針を策定し、偏見や差別がなく、基本的人権を尊重し、一人ひとりを大切にすまちづくりを進めてまいります。

四つ目に、男女が互いに人権を尊重し合い、思いやりの気持ちを持ち、責任や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すため、今年度に本巣市男女共同参画プランを策定しますが、平成19年度からは、このプランに基づく施策の展開を図ってまいります。

次に、みんなで築く希望に満ちたまちづくりについてでございます。

まちづくりは従来の行政主導型から、市民と行政が分担し、両輪となるまちづくりを求められております。このため、市民と行政が情報を共有し、知恵を出し合い、役割を分担し、市民と行政が協働できる体制づくりを進めるとともに、効率的で健全な行財政運営を推進するものでございます。

一つ目に、市民と行政が協働してまちづくりを進めるため、自治会活動やボランティア活動などの市民活動を支援していくほか、小柿地区におきまして、地域活動の交流拠点となる南部ふれあい会館建設のための実施設計を進め、地域における自主的で個性的な活動を支援してまいります。

二つ目に、外国の文化や価値観に触れ、国際感覚にすぐれた人材の育成を図るため、青少年友好交流訪日団や研修生の招聘事業を進めてまいります。

三つ目に、行政運営の効率化や行政サービスの向上を図るため、行政改革大綱の実施計画に基づき、行政改革の進行管理に努めてまいります。特に新年度におきましては、分庁舎方式によるさまざまな問題について検討するため、庁舎整備検討委員会を設置してまいります。

以上をもちまして、私の行政報告と新年度に向けての所信の一端を申し上げましたが、新年度におきましても、本市の将来像であります「自然と人が共生し、快適でこころふれあうまち」の実現に向け、市民の皆様と協働し、市民が主役のまちづくりに全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。議員の皆様を初め、市民皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（上谷政明君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（上谷政明君）

日程第4、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

19番 高橋君。

○19番（高橋秀和君）

確認をしたいんですが、この条例で定める議会の議員というのは、全員協議会でもお話がありましたように首長、いわゆる市長、あるいは市長が執行部になっていた場合に、市長もしくは助役、あるいは市長が監査委員となってきた場合には監査委員というような形で決められておって、ほとんどそれが特定されている議員になっている組織だというふうに理解しておりますので、指名推選により決められていく形は、当然、我が本巢市においては本巢市長という形になってくるというふうに理解しておりますが、それが指名推選でいけない理由をちょっとお聞かせ願いたいんですが。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

御希望なので申し上げますけれども、本来ならばあえて言う必要がないわけですがけれども、決められているというふうに理解されておるのは高橋議員の話で、私はそのようには理解していない、そのように了承もしていないわけです。本来的に、この高齢者の広域連合設定に当たって、基本的に前回のときに申し上げましたけれども、執行部側が大勢を占めるという議会の構成そのものが問題だということを指摘しておりますので、そうした中で行われる選挙であるということを考えてみたときに、私は今のままの形で同意をするということではできないので、指名推選でやるということについては、指名推選の方法も含めて、結果についてもすべての人が賛成である場合にしかできないというものですので、そういう意味では、やっぱり私は賛成することができないということを前から申し上げているので、あくまでも選挙でお願いしたいということを申し上げておきます。

○議長（上谷政明君）

それでは、御異議がありますので、選挙の方法は投票で行います。

準備の都合がありますので、暫時休憩します。15分ほど休憩しますので、10時10分から再開する予定です。よろしくお願ひします。

午前9時50分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（上谷政明君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長から申し添えます。報道関係が場内の撮影することを許可しておりますので、皆さんに御報

告をしておきます。

ただいまより、投票により岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

投票は単記無記名の投票にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の方法は、単記無記名による投票方法に決定いたしました。

ただいまから岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は21名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号9番 浅野英彦君と10番 中村重光君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

配付漏れはないようですので、投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

それでは、異状がないようですので、ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、1番議員から順に投票をお願いします。

それでは、1番議員黒田君から順番にお願いします。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

それでは開票をお願いします。

〔開 票〕

それでは、投票の結果を報告します。

投票総数21票、うち有効投票数20票、無効投票1票。

有効投票中、内藤正行君20票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は5票です。したがって、内藤正行君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました内藤正行君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

内藤正行君は、登壇いただきまして、ごあいさつをお願いしたいと思います。

○市長（内藤正行君）

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合の議員としてお取り決めに賜りまして、まことにありがとうございました。

皆様方の御推挙をいただきまして、後期高齢者医療に真剣に取り組んでまいらなきゃいかんと、このように思っております。執行者の一人で責任ある立場の者でございますので、当然のことでございますが、私もその一員として頑張りたいと思う次第でございます。

この後期高齢者は、県内に25万人いらっしゃるわけでございます。年間の給付が約2,000億円という大変大きな金額を扱うわけでございます。この後期高齢者は県内では25万人、割合が11.53%ということになっております。本市の方は4,019人ございまして、比率は11.26%ということございまして、県平均より少し少ないんですが、ほぼ県平均並みという人数になっておりますので、この割合が高いところ、低いところ、大変そういったところは厳しいと思いますが、本市の場合は中間ということで、平均的な考え方でございます。

既に今まで広域連合を立ち上げる中間におきましても、国・県に対してもろもろの要望事項も出してまいっております。当然、広域連合の議会の一員として、今後とも皆様方との連携を深めながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

日程第5 報告第1号（上程・説明）

○議長（上谷政明君）

日程第5、報告第1号 本巣市国民保護計画の報告についてを議題といたします。

市長に報告第1号についての説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

報告第1号 本巣市国民保護計画の報告についてでございます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定により、本巣市国民保護計画を作成いたしましたので、同条第6項の規定により御報告をするものでございます。

詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（上谷政明君）

報告第1号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

議案の別途資料ということで、議会定例会議案説明資料、本巢市条例改正の概要ということで既に配付させていただいております。その概要の4枚目、資料ナンバー1ということで、右下にページ番号1ということで打っております。これらに基づきまして報告をさせていただきます。

本巢市国民保護計画の作成の経過ということで述べさせていただきます。

昨年6月23日に、担当課におきまして、国民保護計画の原案の作成をいたしました。

6月28日に、庁内における幹部会議におきまして、この国民保護計画の原案説明、意見聴取を行いました。

7月7日に、真正地域自治会長会におきまして、国民保護法の概要とか国民保護計画についての説明をさせていただいております。

7月13日に、国民保護計画原案の事前相談ということで、県と行っております。

7月24日、26日、28日の3日間、根尾地域自治会長会、糸貫地域自治会長会、本巢地域の自治会長会におきまして、国民保護法、また国民保護計画の概要についての説明をしております。

8月11日に、第1回の本巢市の国民保護協議会を開催いたしまして、保護計画原案を諮問いたしております。

8月から10月にかけて、岐阜県と国民保護計画原案についての事前協議を行いました。

9月7日におきまして、本議会の全員協議会におきまして、国民保護法の概要、あるいは国民保護計画原案についての説明を申し上げます。

8月11日から9月30日にかけて、国民保護計画原案に対しまして、市民等に対しまして意見募集を行っております。

11月28日に、第2回の本巢市国民保護協議会を開催いたしまして、保護計画案につきましても答申をいただきました。

その後、12月から2月にかけて、国民保護計画案につきましても岐阜県と協議を行いまして、本年2月21日に国民保護計画案の協議が終了したということでございます。

そうしたことで、本日、本議会におきまして、国民保護計画の作成についての報告をさせていただくということであります。

今後の予定といたしましては、4月1日、国民保護計画の公表を行います。その後、保護計画のリーフレットを作成いたしまして、市内全戸に配布をさせていただく予定をしております。

次の2ページをごらんいただきたいと思います。

この国民保護計画のポイントということでございます。まず、本巢市国民保護計画作成に当たっての基本的な考え方ということでありまして、1点目といたしましては、基本指針及び消防庁並びに岐阜県作成の市町村国民保護モデル計画に基づきまして作成しております。

2点目といたしまして、基本指針で想定されている武力攻撃事態と緊急処理事態を対象としたも

のでございます。

3点目といたしまして、自然災害等への対応と共通する事項につきましては、本巢市地域防災計画を活用することといたしております。

4点目の、本巢市の地理的・社会的特徴を踏まえたものとしたということでございまして、1点目といたしまして、市を東西に横断する幹線道路は国道303号、また主要地方道岐阜関ヶ原線があり、西には根尾川を渡る架橋が存在し、さらに南北を国道157号線が縦断しているということでございます。

2点目といたしまして、根尾樽見から市を南北に大垣市まで樽見鉄道が運行しているということでございます。

3点目といたしまして、根尾川にはダムがありまして、ここを攻撃された場合の水害対策及び土砂災害対策が重要課題であるということでございます。

4点目といたしまして、近隣の市に、各務原市でございしますが、ここに航空自衛隊岐阜基地が所在しているということでございます。

5点目といたしましては、名古屋市まで通勤圏内に位置しているということでございます。

特徴的な事項といたしましては、1点目といたしまして、防災に関する体制を活用し、24時間即応体制をとるとともに、事態の状況に応じ、準備配置、情報収集、警戒の順に、段階的な初動態勢と職員の参集基準を定めました。

2点目といたしまして、本市の常備消防機関は本巢消防事務組合により対応しておりまして、本市を管轄する本巢消防事務組合北消防署、中消防署、南消防署におけるそれぞれの24時間体制の状況等を考慮し、計画に盛り込みました。

3点目といたしまして、本巢市の地理的・社会的特性を踏まえ、以下の事態を起り得る可能性がある代表的なものとして、避難実施要領のパターン等を作成する場合に配慮することとしたものでございます。

その中の1点目といたしまして、根尾川上流のダム、水害予防施設が攻撃された場合、2点目といたしまして、根尾川等に架橋された橋梁が攻撃された場合、3点目といたしまして、名古屋市及びその周辺から大量の避難民を受け入れる場合、4点目といたしまして、大型商業施設、工場団地、住宅密集地が攻撃された場合、5点目といたしまして、樽見鉄道が攻撃された場合、6点目といたしまして、根尾川上流のダムが攻撃された場合ということでございます。

最後の4点目でございしますが、防災のために組織された地域防災協働体（自治会等自主防災組織）を初め、医師会、歯科医師会、建設協会、LPガス協会等の災害時の応援協定を締結している団体等、関係機関との連携強化を盛り込んでおります。

お手元に国民保護計画を配付させていただいておりますが、昨年9月7日の全協におきまして説明した内容と大きく変更はないということであります。この計画で定める事項の具体的実施要領及び体制につきましては、今後、別途マニュアルを作成いたします。国民保護法第3条の規定にあります市の責務ということで定められております国民保護法、またその他の法令、また国が定める指

針及び国の国民保護計画、本市における国民保護計画に基づきまして、住民の協力を得つつ、他の機関と連携・協力をいたしまして、みずから国民保護のための措置を的確に、迅速に実施をいたしまして、区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進してまいりたいと考えております次第でございます。

以上をもちまして、保護計画の報告ということで、終わらせていただきます。

○議長（上谷政明君）

報告第1号 本巣市国民保護計画の報告については、以上をもって報告を終わります。

日程第6 議案第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第6、議案第2号 本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第2号 本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

固定資産評価審査委員会委員5名全員の任期が平成19年3月31日に満了となりますため、次期委員として本巣市根尾水鳥 251番地1、佐々木博嗣氏、本巣市外山 232番地、桑原弘光氏、本巣市七五三1200番地13、杉山行生氏、本巣市小柿 659番地、浅井善己氏、本巣市軽海 166番地の1、安藤秀司氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、議会の御同意を求めらるものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第2号 本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7 議案第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第7、議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員8人のうち山本幸雄氏、藤澤光枝氏の任期が平成19年6月30日に満了いたしますため、後任委員の候補者に、引き続き山本幸雄氏と藤澤光枝氏を推薦いたしたいと考えております。人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第8 議案第4号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第8、議案第4号 本巢市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第4号 本巢市教育委員会委員の任命についてでございますが、教育委員会委員の所賢氏の任期が平成19年3月29日に満了いたしますため、後任の委員に本巢市根尾板所 365番地、大島等氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の御同意を求めらるるものでございます。よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第4号 本巢市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第9 議案第5号から日程第26 議案第22号まで（上程・説明）

○議長（上谷政明君）

日程第9、議案第5号 本巢市副市長の定数を定める条例についてから日程第26、議案第22号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第5号 本巢市副市長の定数を定める条例についてでございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本巢市副市長の定数を1人とする条例を制定するものでございます。

議案第6号 地方自治法の一部を改正する法律を施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、六つの関係条例を改正するものでございます。

議案第7号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、障害者自立支援法が施行されたことに伴い、改正するものでございます。

議案第8号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。人事院勧告に伴う一般職員の給与に関する法律の施行に伴い、改正するものでございます。

議案第9号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い改正するものでございます。

議案第10号 本巢市行政手続条例の一部を改正する条例についてでございます。行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するものでございます。

議案第11号 本巢市基金条例の一部を改正する条例についてでございますが、土地開発基金を廃止するため、改正するものでございます。

以上の詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

議案第12号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。非常勤特別職職員の新設、名称の変更及び報酬額の見直しに伴い、改正するものでございます。

詳細につきましては、健康福祉部長及び教育委員会事務局長から御説明を申し上げます。

議案第13号 本巢市自主運行バス条例の一部を改正する条例についてでございます。道路運送法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するものでございます。

詳細につきましては、根尾総合支所長から御説明を申し上げます。

議案第14号 本巢市小規模授産所条例の一部を改正する条例についてでございます。障害者自立支援法第5条第21項に基づきまして、本巢市小規模授産所を本巢市地域活動支援センターに移行し、あわせてこの施設のより効率的な運用を図るため、指定管理者による管理業務をより明確にするため、改正するものでございます。

議案第15号 本巢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてでございますが、本巢市老人福祉センター及び真正老人福祉センターの管理について、指定管理者が行う業務の範囲を明確にするため、改正するものでございます。

議案第16号 本巢市糸貫高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例についてでございます。本巢市糸貫高齢者生きがいセンターの管理について、指定管理者が行う業務の範囲をより明確にするため、改正するものでございます。

議案第17号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、本巢市デイサービスセンター及び本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウスの管理につきまして、指定管理者が行う業務の範囲をより明確にするため、改正するものでございます。

議案第18号 本巢市糸貫ぬくもりの里条例の一部を改正する条例についてでございます。本巢市糸貫ぬくもりの里の管理について、指定管理者が行う業務の範囲をより明確にするため、改正するものでございます。

以上の詳細につきましては、健康福祉部長から御説明を申し上げます。

議案第19号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方自治法の改正、連帯保証人の原則廃止及び岐阜県信用保証協会の取り扱いが変更になったことに伴い、改正するものでございます。

議案第20号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。公図閲覧手数料を公図交付手数料に変更するため、改正するものでございます。

議案第21号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。道路法施行令の一部改正に伴い、自転車等の駐車に必要な器具の設置に係る道路の占用が認められることになったため、改正するものでございます。

以上の詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げます。

議案第22号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例についてでございます。糸貫川多目的広場の設置に伴い、改正するものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

議案第5号から議案第11号までの補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

では、お手元に配付させていただいております条例改正の概要という中で、資料ナンバー2、3ページから、資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

議案第5号、6号、いずれも地方自治法の一部を改正する法律に基づきまして改正するというところでございます。

その内容につきまして、まず1点目、助役制度の見直しに関する事項ということでございます。施行期日は19年4月1日からということで、改正の概要につきましては、市町村の助役にかえて市町村に副市町村長を置くということでありまして。

副知事及び副市町村長の定数は条例で定めることということで規定がなされておりまして、議案第5号につきましては、定数を1名ということで条例を定めるというものでございます。

また、副知事及び副市町村長の職務は、現行の普通地方公共団体の長を補佐し、職員の担任する

事務を監督するためのほか、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどること。また、普通地方公共団体長の権限に属する事務の一部について、委任を受け、その事務を執行することとの規定がされました。

助役に関する経過措置ということで、改正法の施行の際、現に在職する助役は、平成19年4月1日に副市町村長として選任されたものとみなすこととされたということでもあります。選任された副市町村長の任期は、助役としての任期の残任期間とするということをございまして、本市といたしましては、20年3月31日ということをございます。

2番目の収入役制度の見直しに関する事項をございます。これも施行期日は平成19年4月1日からということで、改正概要につきましては、出納長及び収入役を廃止し、普通地方公共団体に会計管理者1人を置くということをございます。

会計管理者は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから長が命ずることということをございます。従来、収入役は特別職をございまして、議会の選任同意が必要であったということですが、会計管理者につきましては長が一般職の中から任命するといったことになるということをございます。

続きまして4ページをございます。

会計管理者は、特別の定めがあるものを除き、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどることということでもあります。

収入役に関する経過措置ということで、改正法の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、引き続き収入役として在職するとされました。本市におきましては、20年3月31日までということをございます。

3番目に、吏員制度の廃止に関する事項ということをございます。施行期日は19年4月1日ということで、改正概要につきましては、現行の「事務吏員」と「技術吏員」という区分につきましては、地方公共団体の事務の複雑化・多様化によりまして明確に区分ができなくなっているため、この区分を廃止し、「職員」へ一本化するということをございます。

以上が関係する部分の説明をございまして、先ほどの5号につきましては、副市長1名といった定数を定めるということをございます。

6号につきましては、5ページをごらんいただきたいと思います。

関係条例は6件をございまして、まず1点目の本巢市特別職報酬等審議会条例をございます。第2条では所轄事項ということで定めておりまして、この中で「助役及び収入役」というのを、改正案につきましては「及び副市長」に改めるといったことをございます。

続きまして、本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例につきましても、第1条で趣旨の規定をございまして、「助役」「収入役」を改正案では「副市長」にし、収入役は削除するといったことをございます。

続きまして6ページをございます。

助役、収入役の給料月額を定めております。これにつきましても「副市長」に改めて、収入役は

削除するというものでございます。

続きまして、本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例についてでございます。旅費の第3条、規定部分でございます「助役」の部分「副市長」に改めるというものでございます。

続きまして、本巢市職員等の旅費に関する条例につきましては、次の7ページでございます。第4条第4項中の「いとまがない」といった字句を「時間的余裕がない」といった字句に改めるというものでございます。

第5条の2項につきましても、「いとまがない」を「時間的余裕がない」に改めるというものでございます。

第14条中の鉄道賃の規定でございますが、その中でも3号で「助役及び収入役」の規定部分を「及び副市長」に改めるというものでございます。

8ページに移りまして、本巢市の税条例でございます。現行で、第2条の用語の規定でございます。3号で「市吏員」といった字句を「市職員」といった字句に改めるというものでございます。

最後に、本巢市国民健康保険診療所条例でございます。診療所の第8条の規定の中で、「技術吏員」を改正で「市職員」ということで改めるということでありまして、第9条の事務長の規定におきましても、「事務吏員」を「職員」に改めるというものでございます。

9ページでございますが、附則でございます。改正案につきましては、施行期日、この条例は平成19年4月1日から施行するというもので、収入役に関する経過措置ということで、2といたしまして、この条例の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するという附則の規定でございます。

以上が第6号の補足説明ということでございます。

続きまして、議案第7号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、資料ナンバー3、10ページをごらんいただきたいと思います。

改正趣旨につきましては、障害者自立支援法が平成18年4月1日施行に伴い改正するというものでございまして、改正内容につきましては、障害者自立支援法第5条第12項、障害者支援施設に係る規定の制定に伴い、身体障害者福祉法第30条、身体障害者療養施設に係る規定が削除されたことに伴い、これによりまして、この本条例の根拠となっております地方公務員災害補償法第30条の2の介護補償の規定部分でございますが、その中で、「身体障害者療養施設」を「障害者支援施設」といった改正がされたというものであります。このため、本条例の第15条の介護補償規定部分を改正するというものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、ただし、第15条第1項第2号の改正規定及び同項に1号を加える改正規定は、平成18年10月1日から適用するという内容のものでございます。

続きまして議案第8号でございます。13ページをごらんいただきたいと思います。

議案第8号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要ということでございます。

改正趣旨につきましては、昨年の人事院勧告に伴う国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、平成18年11月17日公布、平成19年4月1日施行に伴い改正するということでございます。

改正内容につきましては2点ございまして、管理職手当の定額化ということでございます。管理職手当は、管理職の区分に応じて給料月額7%から15%を支給しております。現在、本市におきましては、主幹で7%、課長は10%、次長は13%、部長は15%といった管理職手当を支給しておるわけでございますが、今後、この管理職員の職責を端的に反映できるよう、国家公務員の改正にならって、支給額につきましては定額にするということでございます。

2点目につきましては、扶養手当の変更ということで、3人目以降の子等の支給月額を1,000円引き上げて、現行5,000円でございますが6,000円にするということでございます。

施行期日につきましては、平成19年4月1日からということでございます。

続きまして議案第9号でございます。16ページをごらんいただきたいと思います。

本巢市の公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

改正趣旨につきましては、会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成18年5月1日施行に伴い改正するということでございます。改正内容につきましては、会社法のもとでは有限会社は廃止され、有限会社は株式会社として取り扱われることになりまして、したがって、本条例の第9条に規定している「有限会社」の字句を削除するというものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するということでございます。

続きまして議案第10号、18ページをごらんいただきたいと思います。

本巢市行政手続条例の一部を改正する条例の概要ということでございます。

改正趣旨につきましては、行政手続法の一部を改正する法律が平成18年4月1日施行に伴い改正するということございまして、改正内容につきましては、本巢市の行政手続条例の目的等を規定している第1条中におきまして、根拠となる行政手続法第38条の規定が第46条に条文移動したということで、改められたことによりまして改正するというものでございます。

施行期日は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用するというものでございます。

続きまして議案第11号でございます。

本巢市基金条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、現行の第3条の設置ということで、運用基金として設置する基金の中で土地開発基金を設けておるわけでございます。これを廃止するということでございます。それで、この基金の廃止に至る経緯ということでございますが、土地開発基金は、異常な地価の上昇や用地取得規模の大型化に弾力的・機動的に対応するために設置したものでありますが、バブル崩壊後、地価が下落するなど、土地を取り巻く社会経済状況が大きく変化をしております。このような状況の中で、土地の先行取得による財政的なメリットが限りなく薄まっているということございまして、本市におきましては土地開発基金と土地開発公社という二つの先行土地取得システムが存在をしております。

今後の土地の先行取得につきましては、公共用地の先行取得につきましては公共事業を円滑に進

めていく上で非常に重要な役割を担っておりまして、土地開発基金廃止後も土地を流動的、弾力的に取得する手段を確保していく必要があると考えております。したがいまして、もう一つの土地先行取得システムである土地開発公社につきまして、公共用地の先行取得の役割が十分果たせるよう適切な運用を図っていききたいということでもあります。したがいまして、現在、土地開発基金で保有しております土地につきましては、基金の廃止後、一般会計に含めて行政財産及び普通財産として管理をしていきたいと考えております。その後、必要に応じまして、有効な土地活用とか払い下げ等についても検討していきたいと考えております。

また、現金の処分につきましては、保有する現金は、平成18年度末見込みで1億7,900万ほどございまして、基金廃止後につきまして、19年の4月1日に廃止するというところでございますので、それ以降に一般会計に全額繰り入れさせていただくといった予定をしております。

以上が議案第11号の補足説明ということでございます。

以上で終わらせていただきます。

○議長（上谷政明君）

議案第12号の補足説明を健康福祉部長と教育委員会事務局長に求めます。

初めに、健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、議案第12号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、健康福祉部の所管部分につきまして御説明を申し上げます。

改正概要の21ページをお開きいただきたいと思います。

改正案でございますけれども、附則といたしまして、条例改正は平成19年4月1日から施行するというものを加えさせていただきます。それから、別表でございますけれども、「第3条、第5条関係」を「第2条、第5条関係」に改正をさせていただくものでございます。それから、中ほどでございますけれども、「幼稚園評議員 日額 6,000円」「幼児園評議員 日額 6,000円」を新たに加えさせていただきますものでございます。

次、1枚はねていただきまして22ページでございますけれども、岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則改正に伴いまして、本市もそれに準じて改正を行うものであります。中ほどでございますけれども、福祉事務所特別障害者等審査嘱託医師「1万3,800円」を「1万3,700円」に、同じく児童扶養手当嘱託医師「1万3,800円」を「1万3,700円」に改正をさせていただくものであります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

続いて教育委員会事務局長 堀部秀夫君。

○教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

それでは議案第12号、教育委員会関係部分について御説明させていただきます。

資料ナンバー8、21ページをごらんいただきたいと思います。

学校評議員につきましての改正案は、「学校評議会委員」を「学校評議員」とするものでござい

ます。名称の整備を行うものですから、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、学校嘱託医師に係る改正の御説明をさせていただきます。

最初に、まことに申しわけございませんが、資料の中の改正案で1ヵ所御訂正をお願いしたいと思えます。

新旧対照表の中の改正案の方でございますが、区分の学校嘱託医師（内科）の報酬の欄の2行目でございますが、「就学時前健診」とありますが、「就学時前健康診断」ということに御訂正をお願いしたいと思えます。健康診断を「健診」と縮めて記載してありますから、御訂正をよろしくお願いしたいと思えます。議案書の本文につきましては健康診断ということで記載してありますから、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、内容の御説明をさせていただきます。

この改正につきましては、学校保健法に就学時の健康診断が規定されておりました、就学時の健康診断は規定どおり実施してきておりましたが、この別表に記載されておりましたので、今回改正を行うものでございます。

内容につきましては、別表の関係でございますが、学校嘱託医師（内科）につきましては、「年額1人当たり1,100円」の後に、「ただし、就園・就学時前健康診断においては、1校につき3万円とする」を、また学校嘱託医師（眼科）・（耳鼻科）につきましては、「年額1人当たり600円」の後に、「ただし、就学時前健康診断においては、1校につき3万円とする」をつけ加えるものでございます。また、学校嘱託歯科医師につきましては、「年額1人当たり650円」の後に、「ただし、就学時前健康診断においては、受診者が46人以下の場合、1校につき3万円とし、47人以上の場合は1人当たり650円とする」を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものとするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

議案第13号の補足説明を根尾総合支所長に求めます。

根尾総合支所長 藤原俊一君。

○林政部長（藤原俊一君）

それでは、議案第13号 本巣市自主運行バス条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

お手元の資料の23ページを見ていただきたいと思います。

改正の趣旨としましては、自動車交通における利便性及び安全性の向上を図るため、自家用自動車による有償旅客運送制度が創設されたということでございます。現行の方で「第80条第1項のただし書」、いわゆる許可制ですが、これが登録制ということで、改正案の方を見ていただきたいと思います。これが、「第78条第2項」となっております。これが、いわゆる有償運送法の旅客を運送する場合に行うこととしております。それと79条でございますが、80条の方で許可の方が登録制ということでございます。それと、現行の「地域住民の便益確保のため」となっているのを削除するもの

でございます。

この条例は公布の日から施行するということでございます。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

議案第14号から議案第18号までの補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、補足説明の前に、少し今までの経緯について御説明を申し上げたいと思います。

地方自治法の一部改正（平成15年9月2日施行）によりまして、公の施設の管理につきまして、指定管理者制度が導入をされました。管理委託をしている施設につきましては、施行日から3年間、平成18年9月までの経過措置期間中に指定管理者制度に移行することが必要となったわけでございます。施設の包括的管理を委託契約で実施しているため、平成18年9月までに、市が直接管理をするか、指定管理者制度で行うか、判断する必要があったわけでございます。そこで、施設内に事務所を配し、自主的に施設の維持管理を行っている社会福祉協議会を指定管理者に指定し、管理を依頼するものとしたわけでございます。ただし、管理内容につきましては、体制整備及び予算措置等の諸事情から、必要経費の支出及びその事務処理は市が行い、指定管理者は施設の維持管理業務にとどめたということでございました。

今回の改正といたしましては、条例等の規定の範囲で市長の権限に属する事務を除きまして、指定管理者に管理を依頼するものであります。指定管理者に権限を移行することによりまして、指定管理者制度の本旨であります公の施設のより効果的、効率的な管理を行うため、その管理に民間能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることが期待できるというわけであります。

それでは、議案第14号 本巢市小規模授産所条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

概要の24ページをお開きいただきたいと思います。

障害者自立支援法によりまして、現行、「本巢市小規模授産所条例」を「本巢市地域活動支援センター条例」に改正をするものでございます。設置につきましては、現行部分はここに書いてあるとおりでございますけれども、改正案といたしまして、「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に基づき、障害者に対し、創作的活動及び生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図るため、本巢市地域活動支援センター（以下「センター」という。）を設置する」というものでございます。

第2条の「授産所」でございますけれども、「センター」に改めるということでございます。それから名称につきましては、それぞれ小規模授産所を「地域活動支援センターほたる」「杉の子」「みつば」に改めるというものでございます。

第3条の「授産所」でございますけれども、これも「センター」に改めるということでございます。それから、指定管理者の業務をより明確にするために、第3条第2項でございますけれども、

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。一つとしまして、センターの利用時間及び休業日の変更に関する業務、二つとしまして、センターの施設及び設備の維持管理に関する業務、三つとしまして、前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務ということでございます。それから、3項でございますけれども、同じく「授産所」を「センター」に、それから、1枚はねていただきまして25ページでございますけれども、4項の「授産所」も同じく「センター」、それから第4条「授産所」も「センター」に改正をするというものでございます。

それから、第4条の2項でございますけれども、「市長」を「指定管理」に改正、それから第5条中「授産所」、それから「市長」でございますけれども、それぞれ「センター」、そして「指定管理者」に改めるというものでございます。名称でございますけれども、「地域活動支援センターはたる」「杉の子」「みつば」というふうに改めるというものでございます。

第6条でございますけれども、現行部分を「センターの事業内容は、障害者に最も適した指導方法により創作的活動及び生産活動の機会を与えると共に地域社会との交流を進め、自立の促進を図ることとする」というふうに改正をさせていただくというものでございます。

それから、6条の2項でございますけれども、「職業の職種」は「活動の内容」に、次、はねていただきまして26ページでございますけれども、3項の「授産所は、職業」を「センターは、活動」に、それから7条でございますが、「授産所」が2カ所ございますけれども、それぞれ「センター」に、それから8条でございますけれども、「市長」を「指定管理者」に改正をするというものでございます。

それから、附則でございますけれども、施行期日としまして、1. この条例は平成19年4月1日から施行する。経過措置といたしまして、2. この条例の施行の日の前日までになされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなすというふうにさせていただきます。

次、1枚はねていただきまして27ページでございます。

本巢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、現行第2条の2の2項を、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。1としまして、センターの利用時間及び休業日の変更に関する業務から、8の前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務という部分まで、新たに明確にするというものでございます。

それから、指定管理者に管理を行わせる福祉センターの条例の適用ということで、第14条といたしまして、「指定管理者に管理を行わせる本巢市老人福祉センター及び真正老人福祉センターにおける、第4条、第5条、第7条第1項、同条第2項、第8条、第9条及び第10条第2項の規定の適用については、「市長」とあるのを「指定管理者」とする。」というものを加えるものでございます。

委任でございますけれども、第14条を第15条に、1枚はねていただきまして28ページでございますけれども、附則といたしまして、施行期日は、1. この条例は、平成19年4月1日から施行する

と。経過措置としましては、2としまして、ここに掲げてあるとおりでございます。

次、1枚はねていただきまして29ページでございます。

本巢市糸貫高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、現行第3条の2項部分を、ここに掲げてありますように、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとするということで、1番から4番までそれぞれ明確に上げさせていただいております。

それから、第5条の「市長」を「指定管理者」に、附則としましては、施行期日、この条例は平成19年4月1日から施行すると。経過措置としましては、このように改正させていただくものでございます。

次、30ページでございますけれども、本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、現行第5条第2項部分を、指定管理者は次に掲げる業務を行うものとするということで、1番から3番まで掲げてある。このようにさせていただきたいというものでございます。

それから第14条2項中でございますが、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとするということで、1番から3番まで、ここに掲げてあるとおりでございます。

それから第17条の2の2でございますけれども、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとするということで、1番から3番まで、ここに掲げてあるとおりでございます。

次、31ページでございますけれども、第22条、第23条中、「市長」をそれぞれ「指定管理者」に、それから、施行期日といたしましては、1. この条例は、平成19年4月1日から施行するというものでございまして、経過措置としましては、このようにさせていただくというものでございます。

次、もう1枚はねていただきまして32ページでございますけれども、本巢市糸貫ぬくもりの里条例の一部を改正する条例についてでございます。

現行第3条の2項部分を、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとするということで、1番から8番まで、それぞれ上げさせていただいております。8番の前各号に掲げるもののほか、ぬくもりの里の運営に関する事務及び市長の権限に属する事務を除く業務ということでございます。それから第4条、第5条、第5条の2項部分で、「市長」とありますのをそれぞれ「指定管理者」に改めるというものでございます。

次、33ページでございますけれども、同じく第6条、第8条、第10条の「市長」とありますのを、それぞれ「指定管理者」に改めるというものでございます。

附則の施行期日といたしましては、1として、この条例は平成19年4月1日から施行する。経過措置としましては、このようにさせていただくというものであります。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

議案第19号から議案第21号までの補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

それでは、議案第19号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

資料といたしましては、資料15、34ページに新旧対照表をつけてございますので、ごらんいただきたいと思えます。

まず第4条第3号についてでございますが、老年者控除が地方税法の改正により平成18年度から廃止され、このため削除をするものでございます。

第4条第4号以降の連帯保証人に関する記述については、岐阜県信用保証協会から地方自治体の制度融資で、経営者本人以外の第三者保証人等が必要と定められているものについては、平成18年度中に見直すというような要請がございました。これにより改正をするものでございます。

第6条第1項につきましては、岐阜県信用保証協会が、平成18年4月1日以降の貸し付けについて、市に対して損失補償は請求しない取り扱いにしたものでございます。

第7条第6号については、実質的に不動産担保を徴することがないため、「原則として」を削除するものでございます。

第10条第2号については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして改正するものでございまして、「助役」を「副市長」に改正するものでございます。

続きまして議案第20号、資料は36ページでございますが、本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例の概要について御説明をさせていただきます。

公図の交付につきましては、平成17年度より産業建設部用地管理課において、コンピューターによる公図の閲覧のサービスを実施しております。交付を希望される方だけに別にプリント代10円を支払っていただいておりますが、今回、公図閲覧手数料と同額で、すべての方に公図を交付するよう変更するものでございます。

簡単ではございますが、この条例の説明とさせていただきます。

続きまして議案第21号でございますが、資料は37ページから39ページでございます。

本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

道路法施行令の一部改正に伴いまして、自転車等の駐車に必要な器具の設置に係る道路の占用が認められることになったことを受けて、市が管理する道路において当該占用が行えることについて、占用料に係る規定を設けるものでございます。

以上で、簡単でございますが、補足の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

議案第22号の補足説明を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 堀部秀夫君。

○教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

議案第22号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

この条例の改正につきましては、糸貫川多目的広場の設置に伴い、別表を改正するものでございます。

お手元の新旧対照表、資料ナンバー18、40ページをお開きいただきたいと思います。

別表中、糸貫川プールの項の後に糸貫川多目的広場を規定するものでございまして、区分の欄で「糸貫川多目的広場」、利用時間の欄で「日の出から日没まで」を、また休業日の欄で、1としまして「月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日）」、2としまして「12月29日から翌年1月3日まで」とするものでございます。

また、41ページの別表3につきましては使用料について定めておるところでございますが、使用区分、施設区分を多目的広場、使用料を無料とするものでございます。

附則としまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いたします。

日程第27 議案第23号及び日程第28 議案第24号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第27、議案第23号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてと、日程第28、議案第24号 岐阜県市町村会館組合理約の一部を改正する規約についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第23号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてでございます。

地方自治法の一部改正に伴い、規約の変更をすることについて議会の御議決を求めるものでございます。

議案第24号 岐阜県市町村会館組合理約の一部を改正する規約についてでございますが、これも地方自治法の一部改正に伴い、規約の変更をすることについて議会の議決を求めるものでございます。

以上の詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。

○議長（上谷政明君）

議案第23号と議案第24号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

では、お手元の条例改正の概要の42ページをごらんいただきたいと思います。

岐阜県市町村職員退職手当組合の規約の改正でございます。

規約の第8条に、組合長、副組合長及び収入役の規定がございまして、現行部分の「組合長及び副組合長1人」を「組合長、副組合長1人及び会計管理者」に改めるというものでございまして、また6項につきましては、「組合に収入役を置かず、収入役の事務は副組合長が兼掌する」といった規定につきましては、「会計管理者は、組合長が定める組合市町村の会計管理者をもって充て

る」に改めるということでございます。

附則といたしまして、施行期日でございますが、この規約は平成19年4月1日から施行するということで、経過措置といたしまして、この規約の施行の際、現に在職している収入役のある組合市町村にあっては、その任期中に限り、第8条第6項中「組合市町村の会計管理者」とあるのは、「組合市町村の収入役」と読みかえるものとするといったことでございます。

続きまして議案第24号でございます。43ページをごらんいただきたいと思います。

岐阜県市町村会館組合の規約の変更でございます。これにつきまして、第8条で収入役の規定がございます。「組合には収入役を置かず、収入役の事務は副組合長が兼掌する」といった部分を、改正では会計管理者ということで8条で規定を設けまして、組合に会計管理者を1人置くといったことと、2項といたしまして、「会計管理者は、組合長の補助機関である職員のうちから、組合長が命ずる」といったことでございます。

第9条で補助機関の規定がございまして、「前2条」に定めるといった部分を「第7条」に改めるということと、「吏員その他の職員」といったところを、これを削除いたしまして「職員」と改めるということでございます。

附則といたしまして、この規約は平成19年4月1日から施行するといったことでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

議案第23号 岐阜県市町村職員退職手当組規約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第23号 岐阜県市町村職員退職手当組規約の一部を改正する

規約については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第24号 岐阜県市町村会館組合格約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第24号 岐阜県市町村会館組合格約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第29 議案第25号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第29、議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結について（本巣市防災行政無線（同報系）設備設置工事）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結についてでございます。

平成18年9月7日に請負契約を締結しました本巣市防災行政無線（同報系）設備設置工事につきまして、変更契約を締結するため、本巣市議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（上谷政明君）

議案第25号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結についての補足説明をさせていただきます。

本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工事の請負契約につきましては、昨年9月6日に本議会で議決を賜りまして、翌日9月7日から平成19年3月20日の工期で施行しているところでございます。本日議決をお願い申し上げますのは、履行期限の平成19年3月20日を平成19年5月31日に変更させていただきたいというものでございます。

変更の理由につきましては、根尾地域の今村中継局、越田土中継局及び屋外拡声子局の設置に必要な電波の使用許可につきまして、総務省の東海総合通信局からの使用許可に不測の日数を要する結果によるものでございます。電波の使用許可につきましては、総務省東海総合通信局管内におきまして、全電波の申請が提出後、他の使用電波への障害とか影響を調査され、割り当てされることになっております。

また、越田土中継局は海拔1,000メートル地点にありまして、南向きの空中線は濃尾平野南部に対する電波障害が懸念され、東海総合通信局からの指示によりまして、その調査を行ったことも日数を要した要因となっております。

防災行政無線の機器は、電波の使用許可、つまり周波数の決定後に製造に着手することになっておりまして、機器の完成が3月上旬になったということでありまして、当初の工期内では工事の完成が見込めないため、繰越措置をさせていただきます、5月31日までに工期の延長をするというものでございます。

以上のことから、本工事の請負契約の締結につきまして、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

結論的にはやむを得んのかなという気はいたしますけれども、今言われた説明については、もともこの契約に参入、入札に参加してくる段階で、こういった業者というのは想定範囲ではないんですか。全く想定範囲外のことが生じたというわけですか。そのあたりがちょっとわかりにくいんですが。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

ただいまの御質問でございます。この電波の使用許可の申請につきましては市が行うものでございまして、業者がするものじゃございません。市が申請を行うものでございます。当初、9月に申請をいたしまして、11月ぐらいには許可がおりるだろうといった予測をしておったわけでございます。

すが、先ほど申し上げましたような理由によりまして、1月の上旬になったということでございます。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結について（本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工事）は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第30 議案第26号から日程第36 議案第32号まで（上程・説明）

○議長（上谷政明君）

日程第30、議案第26号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第5号）についてから日程第36、議案第32号 平成18年度本巢市水道事業会計補正予算（第4号）についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第26号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ9,551万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、まちづくり交付金を県支出金から組み替えたこと及び交付金の加配によります国庫補助金の増額、防災行政無線整備事業の入札による事業費の減、及び繰越明許に伴う合併市町村支援交付金、まちづくり交付金を国庫支出金へ予算を組み替えたことによります県補助金及びまちづくり交付金充当に伴う合併特例債の減額が主なものでございます。

歳出につきましては、樽見鉄道運営資金貸付金、財政調整基金積立金、地域振興基金積立金、老人保健医療特別会計繰出金及び財団法人NEO桜交流ランド財政支援に伴う運営補助金の増額、農業集落排水特別会計繰出金、公共下水道特別会計繰出金及び防災行政無線整備工事費の減額が主なものでございます。

また、繰越明許費につきましては、西部連絡道路整備事業及び防災行政無線整備事業等6事業の補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、助役より御説明を申し上げます。

議案第27号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ510万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

歳入では、療養給付費交付金の減額、歳出では、老人保健医療費拠出金及び償還金の増額、退職被保険者等高額療養費及び国民健康保険基金積立金の減額が主なものでございます。

また、施設勘定につきましては、23万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。国保事業勘定繰入金の増額に伴い、一般会計繰入金を減額することが主なものでございます。

議案第28号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ2億510万4,000円の減額をお願いするものでございます。

歳入につきましては、医療費交付金及び医療費負担金の減額、一般会計からの繰入金の増額が主なものでございます。また、歳出につきましては、医療給付費の減額が主なものでございます。

以上の詳細につきましては、市民環境部長より御説明を申し上げます。

議案第29号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ5,748万8,000円の減額をお願いするものでございます。

歳入につきましては、配水管移設補償費の減額、歳出では管路布設工事費の減額が主なものでございます。

議案第30号 平成18年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ1,567万4,000円の減額をお願いするものでございます。

歳入につきましては、消費税還付金の増額及び一般会計繰入金の減額が主なものでございます。また歳出につきましては、真正地区の農業集落排水事業費及び償還利子の減額が主なものでございます。

議案第31号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ4,223万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、本巢地区の受益者分担金の増額及び一般会計繰入金の減額が主なものでございます。また、歳出につきましては、本巢地区の処理施設整備費の減額が主なものでございます。

議案第32号 平成18年度本巢市水道事業会計補正予算（第4号）についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、それぞれ68万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

収入につきましては、受取利息及び配当金の増額、支出につきましては、支払利息の減額を予備費で調整するものでございます。また資本的収入及び支出におきまして、まず収入では主に企業債等で 2,153万 8,000円の減額、支出では主に配水管設備拡張費等で 1,951万 7,000円の減額補正をお願いするものでございます。さらに西部連絡道路整備事業に伴う配水管布設工事の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、詳細につきましては、下水道部長より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

議案第26号から第32号については、明日の全員協議会において助役及び担当部長から補足説明を求めます。その後に質疑を行います。

皆さんにお願いをします。

12時を少し回るかと思いますが、会議を続けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

日程第37 議案第33号から日程第43 議案第39号まで（上程・説明）

○議長（上谷政明君）

日程第37、議案第33号 平成19年度本巢市一般会計予算についてから日程第43、議案第39号 平成19年度本巢市水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第33号 平成19年度本巢市一般会計予算についてでございます。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 153億 7,000万円でございます。

新年度予算につきましては、情報通信基盤整備事業、学校給食センター建設事業、南部ふれあい会館建設事業等の新規事業を計上したわけでした、前年度予算額より 8億 7,000万円増額となり、対前年比 6%の増となりました。特に新年度は教育環境の充実に重点を置くとともに、本巢市第1次総合計画に掲げております主要事業に沿って予算の重点配分に努めたところでございます。

収入の主なものとしましては、市税58億 6,910万 6,000円で、住民税率のフラット化、モレラ岐阜オープンに伴います法人数、新築家屋の増加などによりまして、前年度予算額より 4億 5,011万 4,000円増額となり、対前年度比 8.3%の増となっております。

地方交付税におきましても、交付税制度の見直しにより、平成19年度予算から新型交付税が導入され28億円となり、前年度予算額より 3億 1,400万円増額となり、対前年比12.6%の増となっております。

県支出金につきましては、防災行政無線整備事業の減によります合併市町村支援交付金の減額、西部連絡道路整備事業の減によります道路新設改良事業補助金等の減額により 9億 4,511万 5,000円となり、前年度予算額より 8億 1,364万 1,000円減額となり、対前年比46.3%の減となっております。

市債につきましては25億 7,430万円で、そのうち学校給食センター建設事業に13億 860万円の合併特例債を充当することとしております。

次に歳出の主なものとしまして、総務部関係では、17年度から3ヵ年計画で進めておりました防災行政無線整備事業の最終年度となりまして、今年度は主に移動系の整備といたしまして3億 8,611万 8,000円、平成20年度から本巣市消防団真正方面隊が3分団から2分団に再編されることに先立ちまして、真正方面隊団員の詰所兼消防車庫整備事業に 5,434万 3,000円を計上し、防災体制の整備を図っております。

次に企画部関係では、合併時の新市建設計画の最重点プロジェクトの一つであります地域情報化事業を推進し、情報の地域間格差をなくすため、事業者が行う地域情報基盤の整備に対し1億円の補助金を計上して、ユビキタス社会の実現を目指しております。

次に市民環境関係では、新規事業として、2月1日に設立しました75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度の事務を行う広域連合の負担金として 1,064万 4,000円、一般廃棄物の分別、減容、無害化などの処理を行う中間処理施設の基本計画策定業務委託料として 352万円を計上いたしました。

次に健康福祉部関係では、児童手当扶助費として、3歳未満児に対する月額 5,000円を1万円にする制度改正分を含み2億 8,026万円を計上するとともに、医療制度改革により平成20年度から40歳以上の被保険者、被扶養者に対する特定健診・特定保健指導が義務づけとなることから、今後の母子保健から高齢者までの健康増進計画を作成するため、184万 3,000円を計上いたしました。

次に産業建設部関係では、西部連絡道路整備事業に3億 5,399万 7,000円を計上、また新規事業としましては、農地及び農業用水などの資源の保全を共同で展開する団体に対して地域協議会が交付する交付金に係る負担金として 1,340万 2,000円、平成19年度中に設立予定の市観光協会の準備及び設立後の経費に対する補助金として 440万円、桜交流ランドをメイン会場としたイベントの企画運営委託料として 1,000万円、住宅の耐震化を促進するための地震ハザードマップの作成委託料に 916万 7,000円、都市計画区域の再編を検討するための委託料として 948万 5,000円を計上いたしました。

次に教育委員会関係では、学校給食センター建設事業として15億 5,900万 8,000円、本巣小学校と土貴野小学校の耐震補強事業として1億 139万 4,000円計上し、信頼される学校づくりを進めるため、各学校において行われている教育の質を評価するシステムを構築する事業として 420万 7,000円、南部ふれあい会館の土地購入費及び実施設計委託料として 9,270万 5,000円計上いたしました。

詳細につきましては、助役より御説明を申し上げます。

議案第34号 平成19年度本巣市国民健康保険特別会計予算についてでございます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、新たに市における1件30万円以上の医療費に係る保険財政共同安定化事業が始まること等により、前年度予算額より3億 2,000万円増額となり、歳入歳出それぞれ32億 2,000万円で、対前年比11%の増となっており、療養給付費が主なものでございます。

また、施設勘定の予算総額は、前年対比 2,200万円増の歳入歳出それぞれ 3 億 600万円で、医薬材料費が主なものでございます。

議案第35号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、対前年比 1 億 5,000万円減の歳入歳出それぞれ 31億 5,000万円で、医療給付費負担金が主なものでございます。

以上、詳細につきましては市民環境部長から御説明申し上げます。

議案第36号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計予算でございます。

予算の総額は、新規の外山簡易水道統合整備事業が始まることなどにより、前年度予算額より 2 億 1,400万円増額となり、歳入歳出それぞれ 6 億円で、対前年比55.4%の増となっており、新設改良費が主なものでございます。

議案第37号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12億 1,300万円で、真正地区の農業集落排水事業費が主なものでございます。

議案第38号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、本巢地区の事業費の増加に伴い、前年度予算額より 3 億 5,800万円増額となり、歳入歳出それぞれ 7 億 9,600万円で、対前年比81.7%の増となっており、本巢地区の下水道整備事業費が主なものでございます。

議案第39号 平成19年度本巢市水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収入支出それぞれ 3 億 1,600万円で、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入が 6 億 5,250万円、資本的支出が 7 億 9,100万円で、収入支出とも対前年比33%以上の伸びとなっておりますが、この主な理由としましては、本巢簡易水道と文殊簡易水道の統合事業によるものでございます。

以上、詳細につきましては上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上でございますが、よろしく御審議を賜りまして御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

議案第33号から議案第39号までについては、明日の全員協議会において、助役及び担当部長から補足説明を求め、その後質疑を行います。

日程第44 議員派遣について

○議長（上谷政明君）

日程第44、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、本巢市議会会議規則第 161条の規定により議員を派遣したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣する

ことに決定しました。

散会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

3月7日水曜日午前9時から本会議を開会します。

なお、明日3月6日午前9時から全員協議会を開催しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会します。お疲れさんでございました。ありがとうございました。

午後0時03分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員